別表第１（第１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物の種類 | 令第18条第３号の含有量（重量パーセント） | 令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント） |
| アリル水銀化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| アルキルアルミニウム化合物 | １パーセント | １パーセント |
| アルキル水銀化合物 | 0.3パーセント | 0.1パーセント |
| アルミニウム | １パーセント | １パーセント |
| アルミニウム水溶性塩 | １パーセント | 0.1パーセント |
| アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| イットリウム及びその化合物 | １パーセント | １パーセント |
| インジウム | １パーセント | １パーセント |
| インジウム化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ウラン及びその化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| カドミウム及びその化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| 銀及びその水溶性化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| コバルト及びその化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ジルコニウム化合物 | １パーセント | １パーセント |
| 水銀及びその無機化合物 | 0.3パーセント | 0.1パーセント |
| すず及びその化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| セレン及びその化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| タリウム及びその水溶性化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| タングステン及びその水溶性化合物 | １パーセント | １パーセント |
| タンタル及びその酸化物 | １パーセント | １パーセント |
| 鉄水溶性塩 | １パーセント | １パーセント |
| テルル及びその化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| 銅及びその化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| 鉛及びその無機化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ニッケル | １パーセント | 0.1パーセント |
| ニッケル化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| 白金及びその水溶性塩 | １パーセント | 0.1パーセント |
| ハフニウム及びその化合物 | １パーセント | １パーセント |
| バリウム及びその水溶性化合物 | １パーセント | １パーセント |
| 素及びその化合物 | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| 素及びその水溶性無機化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| マンガン | 0.3パーセント | 0.1パーセント |
| 無機マンガン化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| モリブデン及びその化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |
| 化物 | １パーセント | １パーセント |
| 沃素 | １パーセント | 0.1パーセント |
| ロジウム及びその化合物 | １パーセント | 0.1パーセント |

別表第２（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物の種類 | 令第18条第３号の含有量（重量パーセント） | 令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント） |
| 石綿（令第16条第１項第４号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| キシリジン | １パーセント | 0.1パーセント |
| キシレン | 0.3パーセント | 0.1パーセント |
| クロロフェノール | １パーセント | 0.1パーセント |
| 鉱油 | １パーセント | 0.1パーセント |
| 四アルキル鉛 | －（加鉛ガソリンにあっては、100パーセント。） | 0.1パーセント |
| ジクロロエタン（１，１－ジクロロエタンに限る。） | １パーセント | １パーセント |
| ジクロロエタン（１，２－ジクロロエタンに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ジクロロエチレン（１，１－ジクロロエチレンに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ジクロロエチレン（１，２－ジクロロエチレンに限る。） | １パーセント | １パーセント |
| ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンを除く。） | １パーセント | １パーセント |
| ジシクロヘキシルアミン | １パーセント | 0.1パーセント |
| ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩 | １パーセント | １パーセント |
| ジニトロフェノール（２，４－ジニトロフェノールに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ジニトロフェノール（２，４－ジニトロフェノールを除く。） | １パーセント | １パーセント |
| ジメチルヒドラジン（１，１－ジメチルヒドラジンに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ジメチルヒドラジン（１，２－ジメチルヒドラジンに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| １，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩に限る。） | １パーセント | １パーセント |
| １，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩を除く。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| 硝酸アンモニウム | － | － |
| 人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーに限る。） | 0.1パーセント | O.1パーセント |
| 人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。） | １パーセント | １パーセント |
| ダイオキシン類（２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンに限る。） | O.1パーセント | O.1パーセント |
| ダイオキシン類（令別表第３第１号３に掲げるもの及び２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンを除く。） | O.3パーセント | O.1パーセント |
| トリクロロエタン（１，１，１－トリクロロエタンに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| トリクロロエタン（１，１，２－トリクロロエタンに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ２，４，５－トリメチルアニリン | １パーセント | 0.1パーセント |
| ２，４，５－トリメチルアニリン塩酸塩 | １パーセント | １パーセント |
| トルイジン | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ニトログリセリン | －（98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、１パーセント。） | －（98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、0.1パーセント。） |
| ニトロセルローズ | － | － |
| ニトロトルエン（２－ニトロトルエンに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ニトロトルエン（３－ニトロトルエンに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ニトロトルエン（４－ニトロトルエンに限る。） | １パーセント | １パーセント |
| ニトロプロパン（１－ニトロプロパンに限る。） | １パーセント | １パーセント |
| ニトロプロパン（２－ニトロプロパンに限る。） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ピクリン酸 | － | － |
| ブタノール（イソブチルアルコール及び１－ブタノールに限る。） | １パーセント | １パーセント |
| ブタノール（ターシャリ－ブタノール及び２－ブタノールに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| ペンタクロロフェノール（別名ＰＣＰ） | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ペンタクロロフェノールナトリウム塩 | １パーセント | 0.1パーセント |
| ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。） | １パーセント | １パーセント |
| メチルピリジン（３－メチルピリジンに限る。） | １パーセント | 0.1パーセント |
| メチルピリジン（３－メチルピリジンを除く。） | １パーセント | １パーセント |
| 硫酸亜鉛 | １パーセント | 0.1パーセント |
| 硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物 | １パーセント | １パーセント |
| りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）に限る。） | １パーセント | １パーセント |
| りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）を除く。） | 0.3パーセント | 0.1パーセント |

別表第３（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 有害性区分 | | 令第18条第３号の含有量（重量パーセント） | 令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント） |
| 有害性クラス | 区分 |
| 急性毒性 | １～４ | １パーセント | １パーセント |
| 皮膚腐食性／皮膚刺激性 | １～２ | １パーセント | １パーセント |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | １～２ | １パーセント | １パーセント |
| 呼吸器感作性（固体／液体） | １ | １パーセント | 0.1パーセント |
| 呼吸器感作性（気体） | １ | 0.2パーセント | 0.1パーセント |
| 皮膚感作性 | １ | １パーセント | 0.1パーセント |
| 生殖細胞変異原性 | １ | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ２ | １パーセント | １パーセント |
| 発がん性 | １ | 0.1パーセント | 0.1パーセント |
| ２ | １パーセント | 0.1パーセント |
| 生殖毒性 | １ | 0.3パーセント | 0.1パーセント |
| ２ | １パーセント | 0.1パーセント |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | １～３ | １パーセント | １パーセント |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | １～２ | １パーセント | １パーセント |
| 誤えん有害性 | １ | １パーセント | １パーセント |